ACCOMMODATION AGREEMENT

別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

	内 訳						
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料 + 朝・夕食料)					
		② サービス料(①×10%)					
	追加料金	③ 追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金④ サービス料(③×10%)					
	税金	イ. 消費税					
		口. 入湯税(150 円)					

≪ 備考 ≫

- 1 基本宿泊料は宿泊予約時に決められた料金によります。
- 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは、大人料金の70%、 子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。 寝具及び食事を提供しない幼児については無料とさせていただきます。

別表第2 違約金 (第6条第2項関係)

		契約解除の通知をうけた日							
		不泊	当日	前日	3日前	5日前	7日前	15 日前	
契約申込人数	14 名まで	100%	100%	50%	30%	10%			
	15名~30名 まで	100%	100%	50%	30%	30%			
	31名~100名 まで	100%	100%	80%	30%	30%	20%		
	101 名以上	100%	100%	80%	50%	30%	30%	10%	

≪ 注意 ≫

- 1 %は、基本料金に対する違約金の比率です。
- 2 契約に日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前 (その日より後に申込みをお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊人数の10% (端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

ACCOMMODATION AGREEMENT

第1条 (適用範囲)

- 1. 当館がお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとしこの約款に定めのない事項については、法令又は一般的に確立された慣習によるものとします。
- 2. 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

- 1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金 (原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2. お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

- 1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。 ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。
- 3. 申込金は、まず、お客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその 効力を失うものとします。 ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨をお客様に告知した場合に限ります。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に 応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊約款

ACCOMMODATION AGREEMENT

第5条(宿泊契約締結の拒否)

- 1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する 行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法第77号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員 又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき
 - (5) 宿泊しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす発言や行動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 石川県旅館業法施行条例12条の規定する場合に該当するとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

- 1. お客様は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当館は、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、 (第3条第2項の規定により当館が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、 その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます)別表第2に掲げるところにより、 違約金を申し受けます。
 - ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館がお客様に告知したときに限ります。
- 3. 当館は、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は、お客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条(当館の契約解除権)

- 1. 当館は、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をしたと 認められるとき、又は同行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (2) お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき
 - (3) お客様が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす発言や行動をしたとき。
 - (4) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 石川県旅館業法施行条例12条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない 宿泊サービス等の料金はいただきません。

ACCOMMODATION AGREEMENT

第8条(宿泊の登録)

- 1. お客様は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
 - (1) お客様の氏名・年令・性別・住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日 (パスポートのコピーを取らせていただきます)
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他、当館が必要と認める事項
- 2. お客様が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 (客室の使用時間)

- 1. お客様が当館の客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝11時までとします。 ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、室料相当額の 30%
 - (2) 超過6時間までは、室料相当額の 50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

第10条 (利用規則の遵守)

お客様は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 (営業時間)

- 1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
 - (1) フロントサービス 終日
 - (2) お食事
 - ・ 朝食・ 夕食午前 7時00分~午前9時00分~午後9時00分~午後9時00分~
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。 その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条(料金の支払い)

- 1. お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、お客様の出発の際又は当館が請求した時、フロント前に設置された料金精算機において行っていただきます。
- 3. 当館がお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

宿泊約款

ACCOMMODATION AGREEMENT

第13条(当館の責任)

- 1. 当館は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 1. 当館は、お客様に契約した客室をやむを得ない理由で提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をご紹介するものとします。
- 2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のご紹介ができないときは、違約金相当額の補償 料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当させて頂きます。ただし、客室が提供でき ないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条(寄託物等の取扱い)

- 1. お客様がフロントにお預けになった物品、貴重品又は現金について、減失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。 但し、お客様があらかじめ金額及び品種の明告がなかったものについては、当館に故意又は重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2. お客様が当館内にお持込みになった物品、貴重品又は現金であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の責に帰すべき事由により減失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。

但し、お客様からあらかじめ金額及び品種の明告のなかったものについては、当館に故意又は重過 失のある場合を除き、5万円を限度としてその損害を賠償します。

第16条 (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

当館にて任意に処分させていただきます。

- 1. お客様の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館に連絡があり、これを了解したときに限り保管するものと致します。
- 2. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合、当館は原則として発見日を含めて7日間保管し、その間にお客様から返還の申し出がされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。 但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、
- 3. 当館は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の種類に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、お客様への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、これに異議を述べることはできないものとします。

第17条 (駐車の責任)

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず、当館は場所を お貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。 ただし、駐車場の管理に当たり、 当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

第18条 (宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。